

# 6. 検討すべき論点(1／2)

## (1) パーソナルデータの利活用の基本的枠組みの明確化

＜具体的な検討事項例＞

- ・パーソナルデータの保護の目的の明確化について
- ・保護されるべきパーソナルデータの範囲(実質的個人識別性など)について
- ・現行法のガイドラインにおける個人情報の範囲の明確化について
- ・個人情報取扱事業者の要件について

## (2) パーソナルデータの利活用ルールの在り方

＜具体的な検討事項＞

- ・利用目的の拡大、第三者提供におけるオプトアウト(事前同意を不要とし、消費者からの要求に応じてデータの提供の停止等の対応を図る方法)の可否、共同利用における利用要件の明確化について
- ・プライバシー保護の観点から、消費者に対する事後的な対応(公表、通知等)の在り方や削除請求権、同意撤回などの在り方について
- ・合理的な匿名化の水準について
- ・合理的な水準まで匿名化を施されたデータ(適正な暗号化技術・匿名化技術を適用し運用する場合のデータ)の取扱いについて
- ・プライバシー性の高低や取得の経緯(コンテキスト)に応じた適切な取扱いについて
- ・個人情報入手時の本人同意取得手続の標準化等について
- ・行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者における対応の整合性について<sub>6</sub>

## 6. 検討すべき論点(2／2)

### (3) パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組みの在り方

＜具体的な検討事項＞

- ・国、企業、消費者、有識者等による合意形成が行われるようなルール策定プロセスに参加する企業へのインセンティブ付与、参加しない企業におけるパーソナルデータの利活用の原則の遵守を確保するための仕組みについて
- ・客観的な評価制度の在り方について
- ・プライバシー影響評価(PIA)の導入・活用について

### (4) 独立した第三者機関の設置についての考え方の整理

＜具体的な検討事項例＞

- ・独立した第三者機関の設置と担うべき機能及びそれに伴う主務大臣制との併存した運用の在り方について
- ・海外事業者に対する国内法の適用について
- ・パーソナルデータの国内外への移転に対する保護の在り方について

### (5) 罰則等

＜具体的な検討事項例＞

- ・プライバシーポリシー等の遵守徹底のため、罰則等の仕組みについて

# 参考1：規制改革会議

規制改革実施計画（平成25年6月14日 閣議決定）にて、パーソナルデータに関する規制改革事項が以下のとおり決定された。

## 5. 創業等分野

③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備

IT化、グローバル化等の経済社会の変化や急速な技術進歩に対応できず、国民の利便性の確保や効率的かつ低コストの事業活動の実現を妨げている各種規制の見直しを実施することにより、我が国において事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備する。

### （2）個別措置事項

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）①	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書（平成25年6月5日公表）に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」（3頁）も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度上期措置	消費者庁
18	ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン（※）で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※) 27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	内閣官房 消費者庁
19	ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁

# 参考2:世界最先端IT国家創造宣言

## 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

### (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

(略)

#### ② ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進

個人や機器・インフラの行動・状態等が日々刻々とITにより流通・蓄積されており、この「ビッグデータ」の利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出を強力に推進する。

このため、「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。また、環境整備に当たっては、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要であり、OECD等国際交渉の場を活用し、国際的な連携を推進する。

既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた分野については、取組の普及を推進する。

また、速やかにIT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定する。

さらに、2014年以降に、制度見直し方針に示されたロードマップに従って、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

あわせて、「ビッグデータ」の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期確立を図るとともに、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。

【KPI】

- ・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況
- ・ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額

(略)

## 3. 規制改革と環境整備

① オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定する。

# 参考3:世界最先端IT国家創造宣言 工程表

## (1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)

5. 規制改革と  
環境整備と同様

年度	短期	中期				長期			KPI
		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
(1) オープンデータによる新事業・新サービス創出の促進	② ビッグデータ活用による新事業・新サービス創出の促進	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】(再掲)							・パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況
		パーソナルデータ利活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を年内できるだけ早期に着手【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】(再掲)	パーソナルデータ利活用ルールに基づく、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の実施【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】(再掲)						
		新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定【内閣官房、関係省庁】(再掲)	制度見直し方針に基づく各施策の実施【内閣官房、関係省庁】(再掲)						
		先行的にルール策定された分野における取組の普及促進【総務省、関係省庁】							
	利活用の促進(再掲)		新産業創出への支援【総務省、経済産業省】						・ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額
	人材育成(再掲)	ビッグデータ利活用できる人材(データサイエンティスト等)の育成【文部科学省】(再掲)	各分野(街づくり、公共交通、防災、医療、健康、エネルギー等)におけるビッグデータの利活用を促進【関係府省】(再掲)						
(2) ビッグデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備(規制改革会議との連携)(再掲含む)	技術開発	基礎技術の確立【総務省、文部科学省、経済産業省】	応用技術の確立、国際標準化【総務省、文部科学省、経済産業省】				実用化【総務省、文部科学省、経済産業省】		